電気通信設備工事共通特記仕様書

令和６年７月

東北地方整備局

目　　次

第１編　共通編・・・

3-1-1-4　写真管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15
3-1-1-5　提出書類の様式・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15
3-1-1-6　交通安全管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15
3-1-1-7　交通誘導警備員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15
3-1-1-8　低入札価格調査制度による調査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15
3-1-1-9　品質管理の頻度・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・16
3-1-1-10 品質証明（社内検査）制度・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・16
3-1-1-11 中間技術検査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・16
3-1-1-12 特定品目調達・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・17
3-1-1-13 工事現場における説明性の向上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・17
3-1-1-14 不可視部分の出来形管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・17
3-1-1-15 取扱説明・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・17
3-1-1-16 災害対策作業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・18
3-1-1-17 遠隔臨場による立会等の簡素化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・18
3-1-1-18 遠隔臨場による工事検査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・19
3-1-1-19 総価契約単価合意方式について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・20

1　電気通信設備工事共通特記仕様書（以下「共通特記仕様書」という。）は、東北地方整備局が発注する電気通信設備工事（土木工事に係る電気設備工事、通信設備工事、受変電設備工事及びその他これに類する工事を総称して電気通信設備工事という。以下、「工事」という。）に係る工事請負契約書（以下契約約款を含み「契約書」という。）及び**設計図書**の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他必要な事項を定め、もって契約の適正な履行を図るものである。

2　仕様書の記載内容の優先は、「電気通信設備工事特記仕様書（以下「特記仕様書」という。）」、「共通特記仕様書」、「電気通信設備工事共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）」の順とする。

3　入札時ＶＥ提案について

入札時ＶＥ（総合評価落札方式（施工能力評価型は除く））の対象工事において、設計図書に変更が生じた場合は、入札時のＶＥ提案書又は技術提案書（ＶＥ案）について変更協議しなければならない。

4　〈契約後の〉ＶＥ提案について

（1）定義

「〈契約後〉ＶＥ提案」とは、工事請負契約書第１９条の２の規定に基づき、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額の低減を可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、受注者が発注者に行う提案をいう。

（2）ＶＥ提案の意義及び範囲

ＶＥ提案を求める範囲は、設計図書に定められている内容のうち、工事の実状に照らし個々に定め、設計図書で明記するものとするが、以下の提案は、原則として含めないこととする。

①施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案。

②工事請負契約書第１８条に規定された条件変更等に該当する事実との関係が認められる提案。

③提案の実施に当たり、関係機関協議等、第三者との調整等を要する提案。

〈④入札時のＶＥ提案に関する事項〉

（3）ＶＥ提案書の提出

①受注者は、前項のＶＥ提案を行う場合は、次にあげる事項をＶＥ提案書に記載しなければならない。

（ア）設計図書に定める内容とＶＥ提案の内容の対比及び提案理由

（イ）ＶＥ提案の実施方法に関する事項（当該提案に係る施工上の条件を含む）

（ウ）ＶＥ提案が採用された場合の工事代金額の概算低減額及び算出根拠

（エ）発注者が別途発注する関連工事との関係

（オ）工業所有権等の排他的権利を含むＶＥ提案である場合、その取扱いに関する事項

（カ）その他ＶＥ提案が採用された場合に留意すべき事項

②発注者は、提出されたＶＥ提案書に関する追加的な資料、図書その他書類の提出を受注者に求めることができる。

③受注者は、前項のＶＥ提案を契約の締結日より、当該ＶＥ提案に係る部分の施工に着手する

３５日前までに、発注者に提出できるものとする。

④ＶＥ提案の提出費用は受注者の負担とする。

（４）ＶＥ提案の審査

ＶＥ提案の審査にあたっては、施工の確実性、安全性が確保され、かつ、設計図書に定める工事の目的物と比較し、機能、性能等が同等以上で経済性が優位であると判断されるか評価する。

（５）ＶＥ提案の採否等

①発注者はＶＥ提案の採否について、ＶＥ提案の受領後１４日以内に書面により通知しなければならない。但し、受注者の同意を得た上でこの期間を延長することができる。

②又、提出されたＶＥ提案が適切と認められなかった場合は前項の通知は、その理由を付して行うものとする。

（６）ＶＥ提案を採用した場合の設計変更等

①ＶＥ提案を採用した場合において、必要があるときは、発注者は設計図書の変更を行わなければならない。

②前項の規定により設計図書の変更が行われた場合において、発注者は、必要があるときは請負代金額を変更しなければならない。

③前項の変更を行う場合においては、ＶＥ提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の１０分の５に相当する金額（以下「ＶＥ管理費」という。）を削減しないものとする。

④ＶＥ提案を採用した後、工事請負契約書第１８条の条件変更等が生じた場合、ＶＥ管理費については、原則として、変更しないものとする。

（７）ＶＥ提案の活用と保護

評定の結果、当該ＶＥ提案内容の活用が効果的であると認められた場合は、他の工事においても積極的に活用を図るものとする。その場合、工業所有権の排他的権利を有する提案については、当該権利の保護に留意するものとする。

（８）責任の所在

発注者がＶＥ提案等を採用し、設計図書の変更を行った場合においても、ＶＥ提案を行った受注者の責任が否定されるものではない。

※〈〉書きは入札時ＶＥかつ契約後ＶＥの対象工事の場合に適用する。

第１編　共通編

第１章　総　　則

第１節　総　則

1-1-1-1　主任技術者

１　受注者は、特記仕様書もしくは入札説明書で工事種別を電気設備工事、受変電設備工事と指定された場合は、下表に示すいずれかの資格を有する主任技術者を配置しなければならない。

請負金額	主　任　技　術　者
10,000 万円以上	１　次に掲げるいずれかの実務経験又は資格を有する者であること。
	(ｱ) 電気工学又は電気通信工学に関する学科を卒業後、高等学校（旧中等学校令による実業学校を含む。）若しくは中等教育学校の場合５年以上又は高等専門学校（旧専門学校令による専門学校含む。）若しくは大学（旧大学令による大学を含む。）の場合３年以上電気工事に関する実務経験を有する者。
	(ｲ) １０年以上電気工事に関する実務経験を有する者。
	(ｳ) １級電気工事施工管理技士
	(ｴ) 技術士（電気電子部門又は建設部門）
	(ｵ) 技術士（総合技術監理部門（電気電子又は建設））
	(ｶ) 第１種電気工事士
	(ｷ) 第２種電気工事士で免状交付後、電気工事に関し３年以上の実務経験を有する者。
	(ｸ) 第１種、第２種、第３種電気主任技術者で免状交付後、電気工事に関し５年以上の実務経験を有する者。
	(ｹ) 建築士法第２条第５項に規定する建築設備に関する知識及び技能につき国土交通大臣が定める資格を有することとなった後、電気工事に関し１年以上の実務経験を有する者。
	(ｺ) 建築物その他の工作物若しくはその設備に計測設備、制御装置等を装備する工事又はこれらの装置の維持管理を行う業務に必要な知識及び技術を確認するための試験であって国土交通大臣の登録を受けたものに合格した後電気工事に関し１年以上の実務経験を有する者。
	(ｻ) 社団法人日本計装工業会の行う平成１７年度までの１級の計装士技術審査に合格した後電気工事に関し１年以上実務の経験を有する者。
	(ｼ) これらと同等以上の資格を有する者と建設大臣又は国土交通大臣が認定した者。
	２　主任技術者を**通知**する場合には、「実務経験」にあっては実務経験経歴書を、「資格」にあっては合格証明書、合格証又は資格者証等の写しを、建設大臣又は国土交通大臣の認定者にあっては認定書の写しを添付するものとする。
10,000 万円未満	１　次に掲げるいずれかの実務経験又は資格を有する者であること。
	(ｱ) 電気工学又は電気通信工学に関する学科を卒業後、高等学校（旧中等

	学校令による実業学校を含む。）若しくは中等教育学校の場合５年以上又は高等専門学校（旧専門学校令による専門学校含む。）若しくは大学（旧大学令による大学を含む。）の場合３年以上電気工事に関する実務経験を有する者。
	(ｲ) １０年以上電気工事に関する実務経験を有する者。
	(ｳ) １級若しくは２級電気工事施工管理技士
	(ｴ) 技術士（電気電子部門又は建設部門）
	(ｵ) 技術士（総合技術監理部門（電気電子又は建設））
	(ｶ) 第１種電気工事士
	(ｷ) 第２種電気工事士で免状交付後、電気工事に関し３年以上の実務経験を有する者。
	(ｸ) 第１種、第２種、第３種電気主任技術者で免状交付後、電気工事に関し５年以上の実務経験を有する者。
	(ｹ) 建築士法第２条第５項に規定する建築設備に関する知識及び技能につき国土交通大臣が定める資格を有することとなった後、電気工事に関し１年以上の実務経験を有する者。
	(ｺ) 建築物その他の工作物若しくはその設備に計測設備、制御装置等を装備する工事又はこれらの装置の維持管理を行う業務に必要な知識及び技術を確認するための試験であって国土交通大臣の登録を受けたものに合格した後電気工事に関し１年以上の実務経験を有する者。
	(ｻ) 社団法人日本計装工業会の行う平成１７年度までの１級の計装士技術審査に合格した後電気工事に関し１年以上実務の経験を有する者。
	(ｼ) これらと同等以上の資格を有する者と建設大臣又は国土交通大臣が認定した者。
	２　主任技術者を**通知**する場合には、「実務経験」にあっては実務経験経歴書を「資格」にあっては合格証明書、合格証又は資格者証等の写しを、建設大臣又は国土交通大臣の認定者にあっては認定書の写しを添付するものとする。

２　受注者は、特記仕様書もしくは入札説明書で工事種別を通信設備工事と指定された場合は、下表に示すいずれかの資格を有する主任技術者を配置しなければならない。

請負金額	主　任　技　術　者
指定なし	１　次に掲げるいずれかの実務経験又は資格を有する者であること。
	(ｱ) 電気工学又は電気通信工学に関する学科を卒業後、高等学校（旧中等学校令による実業学校を含む。）若しくは中等教育学校の場合５年以上又は高等専門学校（旧専門学校令による専門学校含む。）若しくは大学（旧大学令による大学を含む。）の場合３年以上電気通信工事に関する実務経験を有する者。
	(ｲ) １０年以上電気通信工事に関する実務経験を有する者。
	(ｳ) １級若しくは２級電気通信工事施工管理技士

	(ｴ) 技術士（電気電子部門又は総合技術監理部門（電気電子）） (ｵ) 電気通信主任技術者資格者証交付後、電気通信工事に関し５年以上の実務経験を有する者。 (ｶ) 工事担任者資格者証の交付を受けた者（第一級アナログ通信及び第一級デジタル通信の両方の工事担任者資格者証の交付を受けた者。又は総合通信の工事担任者資格者証の交付を受けた者に限る。）であって、その資格者証の交付を受けた後、電気通信工事に関し３年以上実務の経験を有する者。 (ｷ) これらと同等以上の資格を有する者と建設大臣又は国土交通大臣が認定した者。 ２　主任技術者を**通知**する場合には、「実務経験」にあっては実務経験経歴書を、「資格」にあっては合格証明書、合格証又は資格者証等の写しを、建設大臣又は国土交通大臣の認定者にあっては認定書の写しを添付するものとする。

３　施工途中の主任技術者及び監理技術者の変更については、下記のいずれかに該当する場合は協議により変更できるものとする。

(1)技術者のやむを得ない事情（死亡、傷病、出産、育児、介護、退職等）により変更が必要と総括監督員が認めたとき。

(2)工場製作と現場施工を同一工事で行う場合で工場製作から現場施工へ移行したとき。

(3)工事の主体部分が完成した場合等で変更しても支障がないと総括監督員が認めたとき。

(4)以下に該当する場合で工事の進捗状況等現場の施工実態、施工体制等を考慮して、支障がないと総括監督員が認めたときで当初工期経過後。

①受注者の責によらない理由により、工事中止等が行われ工期延長がされたとき。

②受注者の責によらない理由により、当初の工期に対して大幅（３ヶ月程度以上）な工期延長が行われたとき。

(5)一つの契約工期が多年に及ぶ場合（ただし維持工事は除く）で、変更しても支障がないと総括監督員が認めたとき。

上記(1)～(5)により途中変更を行う場合は下記により対応すること。

ア．後任技術者について資格を同等以上とするとともに、前任技術者と同等以上の施工経験を有すること。

なお、後任技術者の施工経験については、当該工事の技術資料提出時に記載した配置予定技術者の条件を満足するものとする。

イ．技術者の変更に際し、引継に必要な期間について新旧技術者の重複を行い、継続的な業務が遂行できるようにすること。

引継に必要な期間は１年以内の工期の工事については７日間程度、１年を超え２年以内の工期の工事においては１４日間程度、２年を超える工期の工事については１ヶ月間程度を目安とする。

ウ．原則として同一履行年度内に技術者の変更を複数回行わないこと。

(6)上記(1)～(5)以外の理由で、発注者の都合により、当初契約内容に対して大幅な変更が生

じた場合等で、後任技術者の資格と施工経験を新たに確認した上で、変更しても支障が無いと総括監督員が認めた場合は、上記ア．によらず、交代できるものとする。

1-1-1-2　監理技術者

工事請負契約書第１０条に定める監理技術者の**通知**にあたっては、建設業法第２６条第４項に定められたものを選任しなければならない。なお、監理技術者資格者証の写し(両面)を添付するものとする。

1-1-1-3　専任補助者

受注者は、専任補助者の配置を申請したうえで契約した場合は、氏名、資格（資格者証の写し）、経験及び経歴書を記載した専任補助者通知書を監督職員に**提出**しなければならない。(書式は、現場代理人等通知書及び工事経歴書を準用する。)

また、やむをえず専任補助者を変更する場合は、主任技術者及び監理技術者の変更要件(前任の専任技術者と同等）を満足するものとし、**協議**による変更できるものとする。

1-1-1-4　建設副産物

1　受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄からなる建設資材、木材、アスファルト混合物、土砂、砕石を工事現場に搬入する場合には、再生資源利用計画書を所定の様式[様式集(国土交通省)様式(7)]に基づき作成し、契約締結後１４日以内に監督職員に**提出**しなければならない。なお、再生資源利用計画書は、施工計画書にも添付するものとする。

2　受注者は、コンクリート塊、建設発生木材、アスファルトコンクリート塊、建設汚泥、建設混合廃棄物、金属くず、廃プラスチック、紙くず、アスベスト、建設発生土を工事現場から搬出する場合には、再生資源利用促進計画書を所定の様式[様式集(国土交通省)様式(８)]に基づき作成し、契約締結後１４日以内に監督職員に**提出**しなければならない。なお、再生資源利用促進計画書は、施工計画書にも添付するものとする。

3　受注者は、再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を作成した場合には、工事完了後、速やかに実施状況を記録した「再生資源利用計画書（実施書）」及び「再生資源利用促進計画書（実施書）」を監督職員に**提出**しなければならない。

1-1-1-5　特定建設資材の分別解体等・再資源化等の適正な措置

1　工事請負代金額が５００万円以上の工事については、受注者は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成１２年法律第１０４号。以下、「建設リサイクル法」という。）に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

なお、工事請負契約書「６　解体工事に要する費用等」については、契約締結時に発注者と受注者の間で**確認**される事項であるため、発注者が条件明示した事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。

ただし、工事発注後に明らかになった、やむをえない事情により、予定した条件により難い場合は、監督職員と**協議**するものとする。

2　受注者は、特定建設資材の分別解体等・再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第

１８条に基づき、以下の事項を書面に記載し、監督職員に**報告**することとする。

なお、書面は、「建設リサイクルガイドライン(平成１４年５月)」に定めた様式１[再生資源利用計画書(実施書)]及び様式２[再生資源利用促進計画書(実施書)]を兼ねるものとする。

- 再資源化等が完了した年月日
- 再資源化等をした施設の名称及び所在地
- 再資源化等に要した費用

1-1-1-6　ワンデーレスポンス

1　「ワンデーレスポンス」は、受注者からの質問、**協議**への回答を、基本的に即日に回答するよう対応するものである。ただし、即日回答が困難な場合は、受注者と**協議**のうえ、回答期限を設けるなど、何らかの回答を即日にするものである。

2　実施にあたっては、「東北地方整備局「ワンデーレスポンス」実施要領(案)」に基づき実施するものとする。

3　受注者は計画工程表の**提出**にあたって､作業間の関連把握や工事の進捗状況を把握できる工程管理方法について、監督職員と**協議**を行うこと。

4　受注者は工事施工中において、問題が発生した場合又は計画行程と実施工程を比較照査し、差異が生じた場合は速やかに文書にて監督職員へ**報告**すること。

1-1-1-7　工事書類の作成

1　工事書類の作成にあたっては、「土木工事書類作成マニュアル(案)」に基づき実施するものとする。

2　「工事関係書類一覧表」により、工事着手前に「発注者へ**提出**、**提示**する書類の種類」、「紙と電子の別」に関して「事前協議」するものとする。また、「事前協議」の内容を変更する場合は、受発注者で**協議**を行うものとする。

3　２において電子により**提出**、提示することとなった書類については、検査時その他の場合において紙での**提出**、**提示**は行わないものとする。

1-1-1-8 情報共有システム

1　情報共有システムを活用する場合は、「土木工事の情報共有システム活用ガイドライン）」に基づき実施するものとする。

2　受注者は、本工事で使用するシステムを選定し、監督職員と**協議**し**承諾**を得なければならない。なお、使用するシステムは、「工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件」（国土技術政策総合研究所）を満たすものとする。

3　監督職員及び受注者が使用するシステムのサービス提供者（以下「プロバイダ」という。）との契約は、受注者が行うものとする。

また、利用開始日、必要なユーザーＩＤ数、ディスク容量等の仕様やワークフロー機能の対象者等については、監督職員と**協議**の上決定するものとする。

4　受注者は、プロバイダと次の内容を含めた契約を締結するものとする。

①情報共有システムに関する障害を適正に処理、解決できる体制を整える旨

②プロバイダが善良なる管理者の注意をもってしても防御し得ない不正アクセス等により、

情報漏洩、データ破壊、システム停止等があった場合、速やかに監督職員及び受注者に連絡を行い適正な処置を行う旨

③②の場合において、プロバイダに重大な管理瑕疵があると監督職員若しくは受注者が判断した場合、又は復旧若しくは処理対応が不適切な場合には、受注者はプロバイダと協議の上、システムの利用を停止することができる旨

5　システムを利用する監督職員等及び受注者の費用は共通仮設費（技術管理費）の率分に含まれる。利用料金はシステムへの登録料及び使用料である。

6　システムの利用についてはコミュニケーションを円滑にすることであり、工事の監督及び検査の実施に関する取扱や要領等を変更するものではない。

7　システムを利用することが困難と判断される場合は、監督職員と**協議**の上、利用の可否を決定する。

8　工事関係書類等についてシステムによることが困難と判断される書類については、監督職員と**協議**の上、利用の可否を決定する。

1-1-1-9 工事の一時中止

受注者は、中断期間内は、現場内巡視の検討を行い、安全の確保に努めなければならない。

1-1-1-10 工事書類簡素化の試行

本工事は、「工事書類の簡素化」の試行工事である。対象の工事書類及び試行内容については、下表のとおりとする。

表　－　工事書類簡素化の試行対象とその内容

大項目	項目	作成書類削減	重複確認廃止	試行内容
工事中の安全確保	現場環境改善	○	－	実施報告書の作成は不要とする。 ※実施状況写真の確認は、電気通信設備工事写真管理基準（案）により必要
	足場の設置	－	○	検査職員は、実施状況記録を確認しないものとし、検査時の書類持込は不要とする。
	安全巡視	－	○	検査職員は、実施状況記録を確認しないものとし、検査時の書類持込は不要とする。
	定期安全研修・訓練等	－	○	
交通安全管理	交通誘導警備員	－	○	検査職員は、検定資格の写しを確認しないものとし、検査時の書類持込は不要とする。

1-1-1-11 デジタル工事写真の小黒板情報電子化

デジタル工事写真の小黒板情報電子化は、受発注者双方の業務効率化を目的に、被写体画像の撮影と同時に工事写真における小黒板の記載情報の電子的記入および、工事写真の信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図るものである。

本工事では、以下の１から４の全てを実施することとする。

１　対象機器の導入

受注者は、デジタル工事写真の小黒板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等（以降、「使用機器」と称する）については、電気通信設備工事写真管理基準「２－２ 撮影方法」に示す項目の電子的記入ができること、かつ信憑性確認（改ざん検知機能）を有するものを使用することとする。なお、信憑性確認（改ざん検知機能）は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト)」（URL「https://www.cryptrec.go.jp/list.html」）に記載している技術を使用していること。また、受注者は監督職員に対し、工事着手前に、本工事での使用機器について提示するものとする。

なお、使用機器の事例を以下に示す。

【使用機器の事例】

デジタル工事写真の小黒板情報電子化対応ソフトウェア，（一社）施工管理ソフトウェア産業協会，<https://www.jcomsia.org/kokuban>.

※ここでは使用機器の事例を示したものであり、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない

２　デジタル工事写真における小黒板情報の電子的記入

受注者は、同条１の使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体と小黒板情報を電子画像として同時に記録してもよい。小黒板情報の電子的記入を行う項目は、電気通信設備工事写真管理基準「２－２ 撮影方法」による。

ただし、対象工事において、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、対象機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではない。

３　小黒板情報の電子的記入の取扱い

本工事の工事写真の取扱いは、電気通信設備工事写真管理基準及びデジタル写真管理情報基準に準ずるが、同条２に示す小黒板情報の電子的記入については、電気通信設備工事写真管理基準「２－５ 写真編集等」及びデジタル写真管理情報基準「６.写真編集等」で規定されている写真編集には該当しない。

４　小黒板情報の電子的記入を行った写真の納品

受注者は、同条２に示す小黒板情報の電子的記入を行った写真（以下、「小黒板情報電子化写真」と称する）を、工事完成時に監督職員へ納品するものとする。

なお、納品時に、受注者は改ざん検知機能（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、小黒板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督職員へ提出するものとする。なお、提出された信憑性確認の結果を、監督職員が確認することがある。

また、下記のチェックツールを使用して信憑性確認を行い、結果を出力したものでもよい。

【チェックツールの事例】

信憑性チェックツール（一社）施工管理ソフトウェア産業協会,

<https://www.jcomsia.org/kokuban>.

※ここでは使用機器の事例を示したものであり、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない。

なお、デジタル工事写真の小黒板情報電子化を実施しない工事写真がある場合は、工事契約後、監督職員の承諾を得ること。

1-1-1-12 書類限定検査

1　本工事は書類限定検査の対象とする。なお、本工事が「低入札価格調査対象工事」又は、「監督体制強化工事」、「施工中、監督職員より文書等により改善指示が発出された工事」の対象となった場合は対象外とする。

2　技術検査官による検査については、下記の１０書類に限定して書類検査を行うものとする。

①施工計画書
②施工体制台帳（下請引取検査書類を含む）
③工事打合せ簿（協議）
④工事打合せ簿（承諾）
⑤工事打合せ簿（提出）
⑥品質規格証明書
⑦出来形管理図表
⑧品質管理図表
⑨品質証明書
⑩工事写真

3　実施状況や改善点等を把握するためのアンケートに協力するものとする。

1-1-1-13 ウィークリースタンス等の推進

本工事は、受発注者協力のもと建設業の魅力創出を図ることを目的にウィークリースタンス等の推進を図ることとし、下記の事項について工事着手前に受発注者間で共有し、工事を進めていくこととする。

1　打合せ時間の配慮

打合せは勤務時間内に行う。

2　資料作成依頼の配慮

資料作成依頼は休日等に資料を作成しなければならない状況が発生しないよう十分に配慮する。

3　ワンデーレスポンスの再徹底

問合せに対して、ワンデーレスポンスを徹底する。

1-1-1-14 設計図書の照査

発注者は、設計図書の照査の範囲を超える資料の作成については、監督職員の指示とし、その作成費用は、設計変更の対象とする。なお、設計変更の対象については、直轄請負工事における設計変更ガイドライン（案）によるものとする。

1-1-1-15 施工計画書

契約書第１８条に基づく照査等の結果、大幅な設計修正・施工計画提出の遅延が予想される場合、当該工種に関わる施工計画書の提出時期については、監督職員との協議によることができる。

1-1-1-16 コリンズへの登録

1　技術者の従事期間は、工期（実工期）をもって登録するものとする。
（余裕期間を含まないことに留意するものとする。）

2　受注者はコリンズにおける「登録のための確認のお願い」の提出方法について、「メール送信による提出」を選択し、監督職員から確認を受けるものとする。

3　「登録内容確認書」については、コリンズから発注者にメール送信されるため、受注者からの提示は不要とする。

1-1-1-17 工事工程の共有

受注者は、現場着手前（準備期間内）に設計図書等を踏まえた工事工程表（クリティカルパスを含む）を作成し、監督職員と共有すること。工程に影響する事項がある場合は、その事項を工事工程表に記載し処理対応者（「発注者」又は「受注者」）を明確にすること。

施工中に工事工程表のクリティカルパスに変更が生じた場合は、適切に受発注者間で共有することとし、工程の変更理由が以下の①～⑤に示すような受注者の責によらない場合は、工期の延長が可能となる場合があるので協議すること。

①受発注者間で協議した工事工程の条件に変更が生じた場合
②著しい悪天候により作業不稼働日が多く発生した場合
③工事中止や工事一部中止により全体工程に影響が生じた場合
④資機材や労働需要の逼迫により、全体工程に影響が生じた場合
⑤その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合

なお、工事工程の共有を円滑に実施するために、共有にあたっては原則、情報共有システム（ASP）の機能を活用するものとする。また、受注者が作成した工事工程については、成果物として電子データで納品を受けるものとする。

1-1-1-18 建設リサイクル法第１１条通知完了連絡書の送付

受注者は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成１２年５月３１日法律第１０４号）第１１条に基づく通知の対象となる場合は、都道府県知事に対する通知を行った旨の書面を監督職員より受領した後に、工事着手（建設リサイクル法第１０条第１項に規定する工事着手をいう。）するものとする。なお、これによりがたい場合は監督職員と協議の上決定するものとする。

1-1-1-19 設計変更の手続き

設計変更等については、契約書第１８条から第２５条及び共通仕様書共通編１-１-１５から１-１-１７に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「工事請負契約における設計変更ガイドライン（総合版）」（東北地方整備局）及び「工事一時中止に係るガイドライン（案）」（平成２８年３月国土交通省）によるものとする。

1-1-1-20 設計変更審査会の開催

本工事は、設計変更手続きの透明性と公正性の向上及び迅速化を目的として、発注者と受注者が一堂に会して、設計変更の妥当性の審議及び設計変更等に伴う工事中止等の判断等を行う場として開催する「設計変更審査会」（以下、「審査会」という。）の対象工事である。

審査会は原則１回以上開催するものとする。

なお、設計変更等に関し開催が必要な場合は協議の上、開催するものとし、発注者と受注者の双方が開催の必要が無いと判断する場合は、受注者より「確認書」の提出をうけ双方確認の上、開催しないことができる。

1-1-1-21 無人航空機を使用する際の情報流出防止策

１　本工事において、無人航空機を使用する場合には、以下に掲げるような情報流出防止策を講じること。ただし、本工事が、「政府機関等における無人航空機の調達等に関する方針について」（令和２年９月１４日、関係省庁申合せ）に示す重要業務（※）に該当しないことが明らかであって、工事の性質に応じて当該策を講じることが困難な場合、監督職員と協議の上、可能な限りの策を講じた上で、当該策を講じないことができるものとする。

ア　インターネットへの接続については、ソフトウェアアップデート等に必要な最小限度とし、飛行中は接続しない。

イ　インターネットに接続する場合も、データが流出しないよう、撮影動画等のクラウドへの保存機能を停止する、機体内部や外部電磁的記録媒体に保存されている飛行記録データや撮影動画等を飛行終了後確実に消去する。

（※）（１）カメラやセンサーから収集される情報の窃取や飛行記録データ（時間・場所）の窃取により、活動内容が推測されうることで、公共の安全と秩序維持に関する業務の円滑な遂行に支障が生じるおそれがある業務

（２）カメラやセンサーから収集される情報の窃取により、公共の安全と秩序維持等に支障が生じるおそれがある業務

例）・国民保護法の「生活関連等施設」の脆弱性に関する情報を収集する業務（点検等）

・その他機密性の高い情報を取り扱う業務（詳細な3D 地図の作成のための測量業務等）

（３）人命に直結する業務であって、無人航空機の適時適切な飛行が妨げられる（例：無人航空機が突然動かなくなる）ことで、その遂行に支障が生じるおそれがある業務

例）・救難、救命等の緊急対応業務等

２　前項の情報流出防止策によって業務の実施等に支障が生じる恐れがある場合は、監督職員と協議すること。

1-1-1-22 ＤＸデータセンターの使用

本工事は、ＤＸデータセンターを活用し、ＶＤＩによる専用ソフトの利用及び受発注者間のデータ共有の円滑化を図ることができる。

３次元モデルを活用するにあたり、受注者が希望する場合、国土技術政策総合研究所が運用するＤＸデータセンターにインストールされている専用ソフトウェアを使用することができる。

ＤＸデータセンター内の有償ソフトウェアを使用する場合は、受注者が有償ソフトウェアの使用契約手続きを行うものとする。

なお、ＤＸデータセンターの詳細については、ＤＸデータセンターの参考資料（https://dxportal.nilim.go.jp/exonym/reference）及びポータルサイト（https://dxportal.nilim.go.jp/exonym）を参照すること。

1-1-1-23 資料の貸与

本工事における過年度成果品の貸与については、「貸与資料ダウンロードシステム」を利用する。

利用にあたっては、別途、監督職員から通知するＩＤおよびパスワードによりログインし、利用登録を行う。

なお、上記システムの利用が困難な場合は、監督職員との協議により、電子媒体等で貸与を受けるものとする。

第２編　器具及び材料編

第１章　土木工事材料

第１節　総　則

2-1-1-1　一般事項

土木工事材料部分は、東北地方整備局制定「土木工事共通特記仕様書」第２編　材料編によるものとする。

第３編　電気通信設備工事共通編

第１章　総　　則

第１節　総　則

3-1-1-1　監督職員による立会及び確認

共通仕様書第３編３－１－１－４に示す、「監督職員による確認及び立会等」について、監督職員による製作工場においての**立会**及び**確認**は行わないものとする。

ただし、調査基準価格を下回る価格をもって契約した場合は、同条に示す製作工場においての立会及び確認を行う場合がある。

3-1-1-2　出来形図及び出来形部分の数量

１　工事の出来形部分の数量計算書は、既済部分検査前及び監督職員が**指示**した場合に作成するものとする。

２　出来形図は、検査（完成、既済部分、中間技術）時に作成するものとし、設計図（変更**図面**含む）又はその縮小図等を使用し作成する**図面**とする。**図面**は、原則として寸法表示されている構造図等（配筋図等は不要）及び、位置図、工事設計数量総括表、機器構成表、機器外形図、平面図、配管配線図、標準図等を用い、設計寸法と対比し出来形寸法を朱書で記入するとともに出来形部分を着色する。ただし、同一**図面**内で、図示されているものの全てが出来形である場合は、出来形部分の着色を省略することができる。なお、出来形図に代えて測定結果一覧表にとりまとめることができる。

３　受注者は出来形（管理）図等の保存出来形（管理）図は工事完成後監督職員に提出し、数量計算書は、工事完成時までに、監督職員に**提出**するものとする。

3-1-1-3　電気通信設備工事施工管理基準

１　出来形管理

受注者は、電気通信設備工事施工管理基準　５．管理項目及び方法（２）出来形管理において、ばらつきが判断できる資料として、出来形管理図表を作成し、**提出**するものとする。

2　品質管理

受注者は、電気通信設備工事施工管理基準　５．管理項目及び方法（３）品質管理において、必須試験については、ばらつきが判断できる資料として、品質管理図表を作成し**提出**するものとする。

3-1-1-4　写真管理

機器の工場製作過程の記録は、完成及び品質管理のみとする。

3-1-1-5　提出書類の様式

受注者の提出書類の様式については、東北地方整備局土木工事共通仕様書（参考資料）の様式集（国土交通省）及び同資料集（東北地方整備局）によるものとするが、記載内容が網羅されている場合は任意の様式を使用することができる。

3-1-1-6　交通安全管理

1　受注者は、現道工事の作業終了後は、機械及び材料等を速やかに車道外に搬出し、必要に応じ一般交通に支障ないよう保安施設等必要な処置を講じなければならない。

2　受注者は、供用中の道路に係わる工事の施工にあたっては東北地方整備局保安施設設置基準を遵守するものとする。

3　共通仕様書第１編１－１－１－３　５交通安全管理　４．交通安全等輸送計画の、交通安全等輸送に関する事項とは、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当業者、交通誘導員の配置、標識安全施設等の設置場所、その他荷姿図、輸送開始・完了の確認方法等とする。

3-1-1-7　交通誘導警備員

受注者は、交通誘導にあたっては警備業法施行規則第３８条による教育の履歴者、過去３年以内に建設業協会等が主催した建設工事の事故防止のための安全講習会の受講者あるいは交通誘導警備業務検定（１級または２級）の合格者を配置するものとし、教育の実施状況、受講証等の写し等確認できる資料を監督職員に**提出**するものとする。

また、都道府県公安委員会が指定した路線で交通誘導を行う場合は、交通誘導を行う場所毎に１人以上の交通誘導警備業務検定（１級または２級）の合格者を配置するものとする。

3-1-1-8　低入札価格調査制度による調査

1　施工体制台帳の**提出**及びその内容のヒアリング

①　予算決算及び会計令第８５条の基準に基づく価格（以下「調査基準価格」という。）を下回る価格で落札した場合においては、受注者は事務所長等の求めに応じて、施工体制台帳を事務所長等に**提出**しなければならない。

②　①の書類の**提出**に際して、その内容のヒアリングを事務所長等から求められたときは、受注者の支店長、営業所長等は応じなければならない。

2　施工計画書の内容のヒアリング

調査基準価格を下回る価格で落札した場合においては、共通仕様書に基づく施工計画書の**提**

出に際して、その内容のヒアリングを事務所長等から求められたときは、受注者の支店長、営業所長等は応じなければならない。

3　工事コスト調査

①　受注者は、下請負者の協力を得て間接工事費等諸経費動向調査票の作成を行い、工事完了後、速やかに発注者に**提出**するものとする。なお、調査票等については別途監督職員から**指示**するものとする。

②　受注者は、**提出**された間接工事費等諸経費動向調査票について、費用の内訳についてヒアリング調査に応じるものとする。この場合において、受注者は下請負者についてもヒアリングに参加させるものとする。

工事コスト調査結果に係る資料は下記のとおりとし、東北地方整備局のホームページで公表するものとする。

資　料　名	内　　訳
低価格理由とその詳細	当該工事が低価格で施工可能となる理由を示した資料
比較表－１	精算内訳書の発注者と元請における当初と実績の比較表
比較表－２	積算内訳書に対する明細書の発注者と元請における当初と実績と比較表
比較表－３	元請の手持ち資材の当初と実績の比較表
比較表－４	元請の資材購入先一覧の当初と実績の比較表
比較表－５	手持ち機械の当初と実績の比較表
比較表－６	労務者確保計画の当初と実績の比較表
比較表－７	工種別労務者配置計画の当初と実績の比較表
比較表－８	建設副産物の搬出の当初と実績の比較表
諸経費動向調査（工事費）	元請、下請の工事費内訳

4　低入札価格調査制度による施工時確認調査

調査基準価格を下回る価格で落札した場合においては、受注者は、監督職員より工事施工途中で施工状況及び体制等について確認調査依頼があった時は、応じなければならない。

3-1-1-9　品質管理の頻度

調査基準価格を下回る価格をもって契約した場合は、品質管理項目の現場施工に係る必須項目について、試験項目の試験頻度を２倍とする。

3-1-1-10 品質証明（社内検査）制度

本工事が当初請負代金額２億円以上の場合は、品質証明（社内検査）制度対象工事とし、共通仕様書第３編３－１－１－６品質証明により行うものとする。なお、品質証明員は複数名定めることができるが、検査時の立会は代表者１名でも可とする。（書式は、現場代理人等通知書及び工事経歴書を準用する。）

3-1-1-11 中間技術検査

特記仕様書で中間技術検査の対象工事となった場合は、共通仕様書第３編３－１－１－８技

術検査によるほか次によるものとする。

1　検査時に**確認**できる完成部分(部分完成を含む。)については、設計図面を複写して色分け(完成部分を赤色)して１部**提出**する。なお、この**図面**は中間技術検査で**確認**済みの証しとなるものである。

2　この検査により**確認**した出来形部分の工事目的物の引き渡しは行わないものとし、受注者において引き渡しまで善良に管理するものとする。

3-1-1-12 特定調達品目

受注者は、工事の資材、建設機械の使用にあたっては、必要とされる強度や耐久性、機能の確保等に留意しつつ、環境物品等の調達の推進に関する基本方針に定められた特定調達品目（以下、特定調達品目」という。）の使用を積極的に推進するものとする。**設計図書**に定めがあるものについて、特定調達品目への変更が可能である場合は、監督職員と**協議**するものとし、設計変更の対象とする。

受注者は、特定調達品目を使用した場合は、調達実績を監督職員の**指示**する集計方法で、工事完了後(監督職員の**指示**する日まで)に、電子データにより監督職員に**提出**するものとする。

3-1-1-13 工事現場における説明性の向上

受注者は、事業名、事業の内容・効果、工事名、工事内容、連絡先を記した工事説明書を作成し、近隣住民等から事業内容等の説明を求められた場合は、工事の安全確保に支障のない範囲において、当該工事説明書を配布する等、工事現場の説明性の向上を図るものとする。

また、受注者は、工事現場作業員に対し、工事内容及び事業目的・効果を周知するものとする。

3-1-1-14 不可視部分の出来形管理

調査基準価格を下回る価格で落札した場合において、受注者は、不可視部分の出来形管理についてはビデオカメラにより撮影し、監督職員に**提出**するものとする。

なお、撮影する不可視部分については、監督職員と**協議**するものとする。

3-1-1-15 取扱説明

1　受注者は、発注者の職員及び監視員等に対し、施工した設備の運用に関する次の各号について、取扱説明を行うものとする。 なお、取扱説明のため、完成図書の抜粋版を作成し、取扱説明を行うものとする。

(1) 設備の操作方法(手順)
(2) 運用上の注意事項
(3) 点検方法及び周期
(4) 障害時の処理
(5) その他必要事項

2　前項の取扱説明に要する費用は、受注者の負担とする。

3-1-1-16 災害応急処置

1　施工計画書に災害発生時の対策を記載しなければならない。また、災害が発生した場合の処置については、監督職員の**指示**によらなければならない。

2　応急復旧作業は、箇所毎に黒板等に着手前、完成後、作業日時、場所等を記載して、写真撮影を行わなければならない。

3-1-1-17 遠隔臨場による立会等の簡素化

1　本工事は、受発注者の業務を効率化し、契約の適正な履行と円滑な施工確保を図ることを目的に、施工状況の確認作業に映像及び音声の配信等を用いることにより遠隔臨場を実施する工事である。

2　本工事における遠隔臨場は、『web 会議システムや ASP を活用した遠隔臨場』により実施する。なお、現場条件の制約等によりこれにより難く他の手法を選択する場合は、別途協議する。また、現場条件等の制約に拘らず、他の手法を選択する事も可能とするが、その際は監督職員の承諾を得るものとする。

3　段階確認、材料確認、立会での確認

①撮影した映像と音声を、監督職員等にリアルタイム配信し、撮影場所を通信により指示・会話しながら確認する。

②全ての段階確認、材料確認、立ち会いの各項目について従来の臨場に替えて画像共有による遠隔臨場を実施する。ただし、下記の項目について画像での判断が難しい場合は、従来の臨場による立ち会いも可能とする。また、実施にあたっては具体的な実施項目や頻度について、実施項目や実施頻度について受注者は監督職員と協議するものとする。

・施工場所が暗所になり画像による確認が難しい箇所での立会確認

・その他、立ち会いの範囲が広範囲になる等の工事状況等から遠隔臨場による確認が難しい立会確認

③測定寸法がモニターで確認出来る程度の画素数を確保すること。

4　実施に際しては、付近住民のプライバシー保護の観点から問題が生じる恐れの無いように配慮するものとする。また、作業員のプライバシーを侵害する音声情報が含まれる場合があるため、必要の無い会話を控える等特に注意すること。

5　上記に要する撮影機器等は受注者が手配するものとし、詳細については、監督職員と協議し決定するものとする。

なお、発注者が画像を確認するためのモニターの準備や環境整備は、発注者が行うものとする。ただし、直ちにそれらを準備するのが難しい場合は、受発注者の協議により手法・機器等を決定するものとし、その費用については発注者が負担するものとする。

6　施工状況によっては、監督職員が画像を確認しながら撮影場所を通信により指示し、撮影出来るようにするものとする。

7　通信環境のトラブルや画像不鮮明等により、急遽、遠隔臨場が難しくなった場合は、立ち会いの延期や机上（写真、動画など）による確認への変更を可能とする。

8　段階確認及び材料確認において、現場技術員がその代替え行為を実施し、臨場に代えて確認した場合は、通常の立ち会いと同様に主任監督員への説明資料は現場技術員が作成するものとする。

9　効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査を実施する場合は、受注者は調査に協力するものとする。なお、詳細は、監督職員の指示による。

10　他、詳細については、監督職員から通知される「建設現場等における遠隔臨場に関する実施要領（案）」及び指示による。

3-1-1-18 遠隔臨場による工事検査

1　遠隔臨場による工事検査の実施

「遠隔臨場による工事検査の実施」は、受注者における「工事検査に伴う移動時間の削減や工事関係書類の簡素化」や発注者（監督職員・検査職員）における「現場実地（現場臨場）の削減による効率的な時間の活用」等を目指し、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ、360°カメラ等）と Web 会議システム等を介して工事実施状況、出来形、品質と出来ばえの各検査項目を遠隔で行うものである。なお、遠隔臨場による工事検査は、『遠隔臨場による工事検査に関する実施要領（案）』の内容に従い実施する。

2　遠隔臨場による工事検査の対象

遠隔臨場による工事検査は、完成検査、中間技術検査、既済部分検査、完済部分検査における、工事実施状況、出来形、品質、出来ばえの各検査項目を対象とし、以下の表に示す。また、全ての検査を実施対象とするが、現場条件等を踏まえ、従来方法（対面書類検査、現場実地検査）を選択することも可能である。

なお、遠隔臨場による工事検査の対象について、監督職員と協議する。

	工事実施状況	出来形		品質		出来ばえ	
	書類	書類	実地	書類	実施	書類	実施
完成検査	○	○	○	○	○	○	○
中間技術検査	○	○	○	○	○	○	○
既済部分検査	○	○	○	○	○	○	○
完済部分検査	○	○	○	○	○	○	○

3　遠隔臨場による工事検査を適用する検査項目

現場条件により遠隔臨場による工事検査の適応性が一致しない場合も想定されることから、検査項目での適用・不適用については、監督職員が検査職員と調整・決定し、受注者に遠隔臨場による工事検査を適用する検査項目を連絡する。遠隔臨場による工事検査を適用する検査項目については、『遠隔臨場による工事検査に関する実施要領（案）』を踏まえ判断する。

4　実施内容

（1）技術検査、工事検査での実施

受注者が動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ、360°カメラ等）により取得した映像及び音声を Web 会議システム等を介して工事実施状況、出来形、品質と出来ばえの各検査の実施を行うものである。

（2）機器の準備

遠隔臨場による工事検査に要する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ、360°カメラ等）やWeb会議システム等は受注者が手配、設置するものとする。これによらない場合は監督職員と協議し決定するものとする。

（３）遠隔臨場による工事検査を中断した場合の対応

電波状況等により遠隔臨場による工事検査が中断された場合の対応について、事前に受発注者間で予備日を取り決めて検査を連絡する。

（４）効果の検証

遠隔臨場による工事検査を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査に協力するものとする。詳細は、監督職員の指示による。

（５）費用

遠隔臨場による工事検査にかかる費用については、受発注者間で協議する。なお、監督業務で遠隔臨場を実施する工事については、遠隔検査の実施を行うために追加で要する費用が生じた場合に監督職員と協議するものとする。

（６）不正行為

遠隔臨場による工事検査において故意に不良箇所を撮影しない等の不正行為等を行った場合は、『建設業者の不正行為等に対する監督書分の基準令和３年９月３０日（国不建第２７３号）』等に従い、監督処分を実施する場合がある。

3-1-1-19 総価契約単価合意方式について

（目的）

１　本工事は、請負代金額の変更があった場合における変更金額や部分払金額の算定を行う際に用いる単価等をあらかじめ協議し、合意しておくことにより、設計変更や部分払に伴う協議の円滑化に資することを目的として実施する総価契約単価合意方式の対象工事である。

（共通仕様書第３編３－１－１－１の適用）

２　共通仕様書第３編３－１－１－１第２項、第６項及び第７項に係る規定は適用しないものとする。受注者は、契約書第３条第１項の規定に基づき請負代金内訳書（以下「内訳書」という。）を発注者に提出した後に、当該工事の工事費構成書の提示を求めることができるものとする。

（合意単価の公表）

３　発注者・受注者間で作成の上合意した単価合意書は、公表することができるものとする。